

独法改革法案の概要

内閣官房

①独立行政法人通則法の一部を改正する法律案の概要

改正目的

独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、制度の見直しを行い、独立行政法人の**無駄・非効率を排し、より適正・透明な業務運営を確保。**

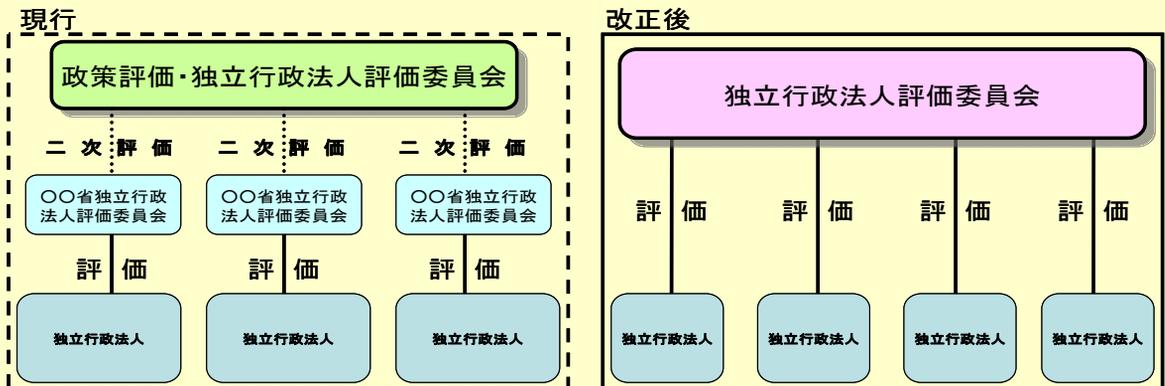
改正事項

○内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みを導入

⇒評価の客観性・厳格性の向上

➢現行の各府省の評価委員会等は、廃止

➢強力な評価委員会(委員は総理任命。調査権限、総理への報告・意見具申制の導入。)



○理事長・監事の人事に内閣承認等の仕組みを導入 **⇒適材適所の人事の徹底**

➢任命の際の内閣承認、候補者の公募手続原則等を導入

➢評価委員会による解任勧告制の導入

○監事について、役職員・子法人への調査権限の法定化など職務権限を強化

⇒独法の業務管理体制を強化

○国費で取得した不要財産の国庫納付(現物又は売却収入)を義務付け

⇒財政貢献の促進

※ 整理合理化計画で簿価6000億円超の資産処分を決定済

○非特定独立行政法人の役職員の再就職規制を導入

➢ファミリー企業等へのあっせんの禁止

➢法令等違反行為を伴う現役の求職活動の禁止

➢再就職者から法令等違反行為の働きかけを受けた役職員に対する届出義務

⇒独法とファミリー企業等との関係の透明化

②独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の概要

①の改正に伴い、以下の135の関係法律について、所要の規定の整備等を行うもの。

- | | | |
|---|------------------------------|-----------|
| ア | 個別の独立行政法人の設置法（個別法） | 《うち101法律》 |
| | ・ 監事の任期関係規定の整備 | |
| | ・ 各府省評価委員会の意見聴取規定の削除 | |
| | ・ 保有資産の見直し関係規定の整備等 等 | |
| イ | 府省設置法 | 《うち 10法律》 |
| | ・ 各府省評価委員会の廃止 | |
| ウ | 準用法 | 《うち 3法律》 |
| | ・ 通則法を準用している3法律について、所要の規定の整備 | |
| エ | その他の法律 | 《うち 21法律》 |
| | ・ 各独立行政法人の関係規定の整備等 | |

①の独立行政法人通則法の一部を改正する法律案は、平成20年4月25日国会提出。

②の独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、平成20年5月23日国会提出。

両法案とも、前国会において、継続審議扱いとなっている。